

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 1 章 一般的事項</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 第二次納税義務</p> <p>1 3 同族会社の第二次納税義務</p> <p>滞納者が同族会社の株式又は出資を有している場合において、その株式又は出資を公売しても買受人がないか、又は定款等によりその譲渡が制限されているため、その株式等を売却できず、かつ、滞納者の他の財産につき滞納処分をしてもなお徴収すべき地方団体の徴収金に不足すると認められるときは、その株式又は出資の価額を限度として、同族会社に対し、その滞納に係る地方団体の徴収金につき、第二次納税義務を負わせることができるものであること。ただし、株式又は出資につき、その滞納に係る地方団体の徴収金の法定納期限の 1 年前までに取得したものについては、その適用が除外されているものであるが、この法定納期限とは、①法又はこれに基づいて定められた条例に規定している納付又は納入期限であって、②納期を分けている地方税、例えば個人事業税にあつては、その第 1 期分の納期限をいうものであり、③修正申告、期限後申告、更正、決定、繰上徴収、徴収の猶予、普通徴収の方法により<u>徴収する地方税の賦課もれ若しくは追徴に係る賦課決定若しくは換価の猶予をした場合の納期限又は法第 7 2 条の 2 5 第 2 項から第 4 項まで（これらの規定を法第 7 2 条の 2 8 第 2 項又は第 7 2 条の 2 9 第 2 項において準用する場合を含む。）若しくは第 5 項（法第 7 2 条の 2 8 第 2 項又は第 7 2 条の 2 9 第 2 項若しくは第 6 項において準用する場合を含む。）</u>若しくは法第 7 4 条の 1 1 第 1 項の規定による納期限は除かれるものであること。④また、督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費については、その徴収の基因となった地方税の当該期限をいうも</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 一般的事項</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 第二次納税義務</p> <p>1 3 同族会社の第二次納税義務</p> <p>滞納者が同族会社の株式又は出資を有している場合において、その株式又は出資を公売しても買受人がないか、又は定款等によりその譲渡が制限されているため、その株式等を売却できず、かつ、滞納者の他の財産につき滞納処分をしてもなお徴収すべき地方団体の徴収金に不足すると認められるときは、その株式又は出資の価額を限度として、同族会社に対し、その滞納に係る地方団体の徴収金につき、第二次納税義務を負わせることができるものであること。ただし、株式又は出資につき、その滞納に係る地方団体の徴収金の法定納期限の 1 年前までに取得したものについては、その適用が除外されているものであるが、この法定納期限とは、①法又はこれに基づいて定められた条例に規定している納付又は納入期限であって、②納期を分けている地方税、例えば個人事業税にあつては、その第 1 期分の納期限をいうものであり、③修正申告、期限後申告、更正、決定、繰上徴収、徴収の猶予、普通徴収の方法によ<u>って</u>徴収する地方税の賦課もれ若しくは追徴に係る賦課決定若しくは換価の猶予をした場合の納期限又は法第 7 2 条の 2 5 第 2 項から第 5 項まで（これらの規定を法第 7 2 条の 2 8 第 2 項_____</p> <p>_____において準用する場合を含む。）_____</p> <p>_____若しくは法第 7 4 条の 1 1 第 1 項の規定による納期限は除かれるものであること。④また、督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費については、その徴収の基因となった地方税の当該期限をいうも</p>

のであること。(法11の4、令3の2)

第10節 還付

43 過誤納金の還付及び充当又は委託納付

(1) 略

(2) 地方団体の長は、(1)の場合において、その納税者又は特別徴収義務者につき、未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、次に掲げる還付金又は過誤納金を除き、過誤納金をこれに充当しなければならないものであること。(法17の2①・17の2の2①・17の4、令6の13)

ア 道府県が徴収した個人の道府県民税(法第24条第1項第2号に掲げる者に対して課する均等割及び法第50条の2の規定により課する所得割を除く。以下(2)において同じ。)に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税(法第294条第1項第2号に掲げる者に対して課する均等割及び法第328条の規定により課する所得割を除く。以下(2)において同じ。)に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。)に係る過誤納金(以下この項において「道府県徴収金関係過誤納金」という。)の還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなったその道府県に係る地方団体の徴収金がある場合における道府県徴収金関係過誤納金

イ 市町村が徴収した個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金に係る過誤納金(以下この項において「市町村徴収金関係過誤納金」という。)の還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなったその市町村に係る地方団体の徴収金がある場合における市町村徴収金関係過誤納金

ウ 道府県が徴収した地方団体の徴収金に係る還付金等(アに該当するものを除く。)の還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなったその道府県が徴収すべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村

のであること。(法11の4、令3の2)

第10節 還付

43 過誤納金の還付及び充当_____

(1) 略

(2) 地方団体の長は、(1)の場合において、その納税者又は特別徴収義務者につき、未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、_____過誤納金をこれに充当しなければならないものであること。(法17の2①_____・17の4、令6の13)

民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金（以下この項において「道府県未納徴収金」という。）がある場合における還付金等

エ 市町村が徴収した地方団体の徴収金に係る還付金等（イに該当するものを除く。）の還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなったその市町村が徴収すべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金（以下この項において「市町村未納徴収金」という。）がある場合における還付金等

(3) 道府県が個人の道府県民税（法第24条第1項第2号に掲げる者に対して課する均等割及び法第50条の2の規定により課する所得割に限る。以下(3)において同じ。）に係る地方団体の徴収金と併せて徴収した個人の市町村民税（法第294条第1項第2号に掲げる者に対して課する均等割及び法第328条の規定により課する所得割に限る。以下(3)において同じ。）に係る地方団体の徴収金又は市町村が個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金と併せて徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金で納税者又は特別徴収義務者の過誤納金があるときは、道府県知事又は市町村長は、その過誤納金をそれぞれその道府県又は市町村の地方団体の徴収金に係る過誤納金とみなして、それぞれその納税者又は特別徴収義務者の未納に係る道府県又は市町村の地方団体の徴収金に充当しなければならないものであること。（法17の2②）

(4)～(6) 略

(7) (2)アの場合には、道府県徴収金関係過誤納金の還付を受けるべき者は、その還付をすべき道府県知事に対し、その道府県徴収金関係過誤納金（道府県未納徴収金に係る金額又は納付し、若しくは納入すべきこととなっているその他のその道府県の地方団体の徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。）により道府県未納徴収金又は納付し、若しくは納入すべきこととなっているその他のその道府県の地方団体の徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなすこと。（法17の2の2②）

(3) 道府県が個人の道府県民税 _____
_____と併せて徴収した個人の市町村民税 _____

_____に係る地方団体の徴収金
又は市町村が個人の市町村民税 _____と併せて徴収した個人の
道府県民税に係る地方団体の徴収金で納税者又は特別徴収義務者の過誤納金があるときは、道府県知事又は市町村長は、その過誤納金をそれぞれその道府県又は市町村の地方団体の徴収金に係る過誤納金とみなして、それぞれその納税者又は特別徴収義務者の未納に係る道府県又は市町村の地方団体の徴収金に充当しなければならないものであること。（法17の2②）

(4)～(6) 略

- (8) (2)イの場合には、市町村徴収金関係過誤納金の還付を受けるべき者は、その還付をすべき市町村長に対し、その市町村徴収金関係過誤納金（市町村未納徴収金に係る金額又は納付し、若しくは納入すべきこととなっているその他のその市町村の地方団体の徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。）により市町村未納徴収金又は納付し、若しくは納入すべきこととなっているその他のその市町村の地方団体の徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなすこと。（法17の2の2③）
- (9) (2)ウの場合には、この場合における還付金等の還付を受けるべき者は、その還付をすべき道府県知事に対し、その還付金等（道府県未納徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。）により道府県未納徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなすこと。（法17の2の2④）
- (10) (2)エの場合には、この場合における還付金等の還付を受けるべき者は、その還付をすべき市町村長に対し、その還付金等（市町村未納徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。）により市町村未納徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなすこと。（法17の2の2⑤）
- (11) (7)から(10)までの場合における委託納付又は委託納入の時期は、委託納付又は委託納入をするのに適することとなった時であり、委託納付又は委託納入をするのに適することとなった時とは、原則として、未納地方税等（道府県未納徴収金、市町村未納徴収金、その他の道府県の地方団体の徴収金又はその他の市町村の地方団体の徴収金をいう。）が納期限を経過する時と還付金等が発生した時（還付加算金については、その計算の基礎となった還付金等が生じた時）とを比較し、いずれか遅い時をいうものであること。（法17の2の2⑥、令6の14の3）
- (12) (7)から(10)までの場合において、地方団体の長は、その還付金等による納付又は納入をしたときは、遅滞なく、委託したものとみなされた者にその旨を通知しなければならないものであること。（法17の2の2⑦）

第2章 道府県民税

第2節 個人の道府県民税

第4 課税標準及び税率

12の6 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) ふるさと納税に関する寄附金の募集については、法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する基準に適合するよう行われるべきものであり、その詳細な取扱いについては、別途「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」（令和4年6月23日付総税市第55号）及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」（令和4年6月23日付総税市第56号）を参照されたいこと。

このほか、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっての留意事項については、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成29年4月1日付総税市第28号）及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成30年4月1日付総税市第37号）に示されている事項についても参照し、その趣旨を踏まえた適切な対応を行うべきものであること。

(2) 略

第6 市町村による賦課徴収

17 個人の道府県民税の賦課徴収は、法が特に例外と認めた場合を除いては、あたかも道府県民税と市町村民税とが一つの税であるかのように、両者を併せて賦課徴収すべきものであり、そのために次のような措置が講じてあること。

(1) 特別徴収の方法によるかどうか、普通徴収の納期をどのように定めるか、納期前納付に対して交付する報奨金の額（個人の道府県民税及び個人の市町村民税の額の合算額により計算したもの。）をどのように定めるか等の事項については、道府県民税についてこれを規定するまでもなく、市町村で定めた市町村民税に関する条例や規則の規定の例によるものであること。（法41②）

第2章 道府県民税

第2節 個人の道府県民税

第4 課税標準及び税率

12の6 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) ふるさと納税に関する寄附金の募集については、法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する基準に適合するよう行われるべきものであり、その詳細な取扱いについては、別途「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」（令和3年6月18日付総税市第40号）及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」（令和3年6月18日付総税市第41号）を参照されたいこと。

このほか、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっての留意事項については、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成29年4月1日付総税市第28号）及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成30年4月1日付総税市第37号）に示されている事項についても参照し、その趣旨を踏まえた適切な対応を行うべきものであること。

(2) 略

第6 市町村による賦課徴収

17 個人の道府県民税の賦課徴収は、法が特に例外と認めた場合を除いては、あたかも道府県民税と市町村民税とが一つの税であるかのように、両者を併せて賦課徴収すべきものであり、そのために次のような措置が講じてあること。

(1) 特別徴収の方法によるかどうか、普通徴収の納期をどのように定めるか、納期前納付に対して交付する報奨金の額_____をどのように定めるか等の事項については、道府県民税についてこれを規定するまでもなく、市町村で定めた市町村民税に関する条例や規則の規定の例によるものであること。（法41①）

(2)～(4) 略

19 個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金の納付又は納入があった場合においては、市町村は、次の方法によって個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金を当該納付又は納入のあった月の翌月10日までに道府県に払い込むべきものであること。

(1) 毎月払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金の額は、前月中に納付又は納入のあった個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金の合算額(督促手数料及び滞納処分費を除く。以下同じ。)を、当該市町村の当該年度の3月31日現在における当該年度の収入額となるべき「個人の道府県民税の課税額の合計額」、当該年度の収入額となるべき「個人の市町村民税の課税額の合計額(これらの合計額には、更正又は決定があった場合の不足金額や、普通徴収により徴収されることとなった税額を含む。)」及び当該年度の収入額となるべき「森林環境税の課税額の合計額」の割合(以下「按分率」^{あん}という。)によって按分した額によるべきであること。この場合において、法第37条の4及び第314条の9の規定により所得割の額から控除すべき金額で所得割の額から控除することができなかった金額及びこれに加算すべき金額は、「個人の道府県民税の課税額の合計額」、「個人の市町村民税の課税額の合計額」及び「森林環境税の課税額の合計額」に含まれないことに留意すること。(令57の4の2)

(2) (1)の按分率は、具体的には、当該年度分の市町村民税の課税額が最初に納付又は納入されるべき期限の到来する月(以下「最初の納期限の月」という。)の翌月から翌年の3月までの月において払い込む場合には、最初の納期限の月の末日現在において算定した当該市町村の当該年度の収入額となるべき、「分離課税に係る所得割を除く個人の道府県民税の課税額の合計額」、「分離課税に係る

(2)～(4) 略

19 個人の市町村民税及び_____道府県民税に係る地方団体の徴収金_____の納付又は納入があった場合においては、市町村は、次の方法によって_____道府県民税に係る地方団体の徴収金_____を当該納付又は納入のあった月の翌月10日までに道府県に払い込むべきものであること。

(1) 毎月払い込むべき_____道府県民税に係る地方団体の徴収金_____の額は、前月中に納付又は納入のあった個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金との_____合算額(督促手数料及び滞納処分費を除く。以下同じ。)を、当該市町村の当該年度の3月31日現在における当該年度の収入額となるべき「個人の道府県民税の課税額の合計額」と_____「個人の市町村民税の課税額の合計額(これらの合計額には、更正又は決定があった場合の不足金額や、普通徴収により徴収されることとなった税額を含む。)」との_____割合(以下「按分率」^{あん}という。)によって按分した額によるべきであること。この場合において、法第37条の4及び第314条の9の規定により所得割の額から控除すべき金額で所得割の額から控除することができなかった金額及びこれに加算すべき金額は、「個人の道府県民税の課税額の合計額」及び「個人の市町村民税の課税額の合計額」_____に含まれないことに留意すること。_____

(2) (1)の按分率は、具体的には、当該年度分の市町村民税の課税額が最初に納付又は納入されるべき期限の到来する月(以下「最初の納期限の月」という。)の翌月から翌年の3月までの月において払い込む場合には、最初の納期限の月の末日現在において算定した当該市町村の当該年度の収入額となるべき、「分離課税に係る所得割を除く個人の道府県民税の課税額の合計額」と「分離課税に係る

所得割を除く個人の市町村民税の課税額の合計額」及び「森林環境税の課税額の合計額」の割合（以下「特定按分率」という。）（最初の納期限の月の翌月以降において市町村の廃置分合又は境界変更その他の理由により特定按分率に著しい変動を生ずることとなった場合においては、当該著しい変動を生ずることとなった月の末日現在においてあらためて算定した特定按分率）によることができるものであり、当該年度の翌年度の4月から最初の納期限の月までの月において払い込む場合には前年度の3月31日現在の按分率によるものであること。

(3) 個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を道府県に払い込むべき時に適用される具体的按分割合は(2)によるものであるが、最終的によるべきものは当該年度の3月31日現在の按分率であるので、当該年度の収入額となるべき分として出納閉鎖日までに市町村に納付又は納入のあった個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金の合算額を当該年度の3月31日現在の按分率によって按分した額のうち道府県に払い込むべき額と同日までに既に払い込んだ額（法第739条の5第1項及び第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により道府県が自ら徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金がある場合には、当該徴収金を含む。）との間に過不足がある場合には、4月から6月までの月において払い込むべき額で清算するものであること。

(4) 略

20 道府県に払い込むまでの間における個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金の取扱については(1)の方法によることが適当であるが、(2)の方法によることも差し支えないものであること。

(1) 毎日の徴収額を19の方法によって区分し、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金は直接市町村の一般会計に繰り入れ、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金は歳入歳出外現金に繰り入れて翌月10日までこれを保管するものとする。

所得割を除く個人の市町村民税の課税額の合計額」との
_____割合（以下「特定按分率」という。）（最初の納期限の月の翌月以降において市町村の廃置分合又は境界変更その他の理由により特定按分率に著しい変動を生ずることとなった場合においては、当該著しい変動を生ずることとなった月の末日現在においてあらためて算定した特定按分率）によることができるものであり、当該年度の翌年度の4月から最初の納期限の月までの月において払い込む場合には前年度の3月31日現在の按分率によるものであること。

(3) 個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を道府県に払い込むべき時に適用される具体的按分割合は(2)によるものであるが、最終的によるべきものは当該年度の3月31日現在の按分率であるので、当該年度の収入額となるべき分として出納閉鎖日までに市町村に納付又は納入のあった個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金との
_____合算額を当該年度の3月31日現在の按分率によって按分した額のうち道府県に払い込むべき額と同日までに既に払い込んだ額（法第48条第1項_____及び第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により道府県が自ら徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金がある場合には、当該徴収金を含む。）との間に過不足がある場合には、4月から6月までの月において払い込むべき額で清算するものであること。

(4) 略

20 道府県に払い込むまでの間における_____道府県民税に係る地方団体の徴収金_____の取扱については(1)の方法によることが適当であるが、(2)の方法によることも差し支えないものであること。

(1) 毎日の徴収額を19の方法によって区分し、_____市町村民税に係る_____徴収金は直接市町村の一般会計に繰り入れ、_____道府県民税に係る_____徴収金_____は歳入歳出外現金に繰り入れて翌月10日までこれを保管するものとする。

(2) (1)により毎日個人の道府県民税、個人の市町村民税及び森林環境税を区分することが困難な場合には、毎日の徴収額の相当な期間分をとりまとめて按分することとして差し支えないものであること。この場合において、当該按分するまでの間は、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金の合算額を歳入歳出外現金として保管し、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金と森林環境税の徴収金を区分した後は、(1)により処理するものであること。

第8 道府県による徴収

27 法第739条の5の規定は、個人の住民税(個人の市町村民税の均等割及び法第41条第1項の規定によりこれと併せて賦課徴収を行う道府県民税の賦課徴収と併せて賦課徴収される森林環境税を含む。)の徴収の責任者は原則として市町村であることを前提としつつ、一定の場合において道府県による徴収又は滞納処分(以下「滞納処分等」という。)を認めることとし、もって道府県と市町村の協力体制の確立、徴収成績の向上等に寄与しようとする趣旨に基づくものであること。

28 道府県が行う滞納処分等の期間について、1市町村につき1年を超えない範囲内において定めるものとしたのは、徴収の責任者は原則として市町村であることを明らかにする趣旨であること。

なお、道府県が滞納処分を行うことができる者の範囲を、法第46条第2項又は第3項の規定により市町村長から道府県知事に対し、道府県民税の滞納に関する報告があった者の一部に限ることができることとしたのは、市町村の徴収計画との調整を円滑に行うことができるよう配慮したものであること。(法739の5①・⑧)

29 道府県が滞納処分等を行うにあたり、あらかじめ関係市町村長の同意を要するものとしたのは、市町村における徴収計画を尊重し、また滞納処分等を実行することの適否についても市町村長の意見を聴取することが適当であると認められたため

(2) (1)により毎日 _____道府県民税と _____市町村民税 _____を区分することが困難な場合には、毎日の徴収額の相当な期間分をとりまとめて按分することとして差し支えないものであること。この場合において、当該按分するまでの間は、 _____道府県民税に係る _____徴収金及び _____市町村民税に係る _____徴収金 _____の合算額を歳入歳出外現金として保管し、 _____道府県民税に係る _____徴収金と _____市町村民税に係る _____徴収金 _____を区分した後は、(1)により処理するものであること。

第8 道府県による徴収

27 法第48条 _____の規定は、個人の住民税 _____
_____の徴収の責任者は原則として市町村であることを前提としつつ、一定の場合において道府県による徴収又は滞納処分(以下「滞納処分等」という。)を認めることとし、もって道府県と市町村の協力体制の確立、徴収成績の向上等に寄与しようとする趣旨に基づくものであること。

28 道府県が行う滞納処分等の期間について、1市町村につき1年を超えない範囲内において定めるものとしたのは、徴収の責任者は原則として市町村であることを明らかにする趣旨であること。

なお、道府県が滞納処分を行うことができる者の範囲を、法第46条第2項又は第3項の規定により市町村長から道府県知事に対し、道府県民税の滞納に関する報告があった者の一部に限ることができることとしたのは、市町村の徴収計画との調整を円滑に行うことができるよう配慮したものであること。(法48 _____①・⑧)

29 道府県が滞納処分等を行うにあたり、あらかじめ関係市町村長の同意を要するものとしたのは、市町村における徴収計画を尊重し、また滞納処分等を実行することの適否についても市町村長の意見を聴取することが適当であると認められたため

であること。(法739の5①)

30 道府県が行う滞納処分等について、徴収の引継ぎを受けた地方団体の徴収金に係る滞納者に係る法第739条の5第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)に規定する一定の期間内の納期に係る滞納分についても市町村長の同意を得て行うことができることとしたのは、同一の納税者につき、滞納繰越分に加えて現年課税分にも滞納がある場合における事務執行の効率化を図る趣旨であること。

また、この場合において市町村長の同意を要するものとしたのは、29と同趣旨によるものであること。(法739の5②・⑧)

30の2 27から30までのほか、次の諸点に留意すること。

(1) 道府県が徴収の引継ぎを受けることができる滞納は、滞納繰越分及び現年課税分のいずれも対象となるものであること。すなわち、滞納繰越分を有する滞納者の滞納繰越分については法第739条の5第1項により、当該滞納者の現年課税分については法第739条の5第2項により、また、滞納繰越分を有しない滞納者の現年課税分については法第739条の5第8項において準用する同条第1項又は第2項により徴収を引き継ぐことが可能であること。(法739の5①・②・⑧)

(2) 「徴収の引継ぎ」とは、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金について市町村の徴税吏員が有する徴収に関する権限(督促、繰上徴収、滞納処分、徴収の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止、これらの納税の猶予処分に伴う延滞金又は延滞加算金の減免等を行うことができる権限を含む。以下同じ。)を包括的に道府県の徴税吏員に引き継ぐことをいうものであること。(法739の5③)

(3) 略

(4) 市町村の徴税吏員から道府県の徴税吏員に徴収の引継ぎをした地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金については、滞納者が一定の場所に納付又は納入する場合以外は市町村の徴税吏員は徴収することができないものとされている

であること。(法48①)

30 道府県が行う滞納処分等について、徴収の引継ぎを受けた地方団体の徴収金に係る滞納者に係る法第48条第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)に規定する一定の期間内の納期に係る滞納分についても市町村長の同意を得て行うことができることとしたのは、同一の納税者につき、滞納繰越分に加えて現年課税分にも滞納がある場合における事務執行の効率化を図る趣旨であること。

また、この場合において市町村長の同意を要するものとしたのは、29と同趣旨によるものであること。(法48②・⑧)

30の2 27から30までのほか、次の諸点に留意すること。

(1) 道府県が徴収の引継ぎを受けることができる滞納は、滞納繰越分及び現年課税分のいずれも対象となるものであること。すなわち、滞納繰越分を有する滞納者の滞納繰越分については法第48条第1項により、当該滞納者の現年課税分については法第48条第2項により、また、滞納繰越分を有しない滞納者の現年課税分については法第48条第8項において準用する同条第1項又は第2項により徴収を引き継ぐことが可能であること。(法48①・②・⑧)

(2) 「徴収の引継ぎ」とは、個人の住民税 _____ について市町村の徴税吏員が有する徴収に関する権限(督促、繰上徴収、滞納処分、徴収の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止、これらの納税の猶予処分に伴う延滞金又は延滞加算金の減免等を行うことができる権限を含む。以下同じ。)を包括的に道府県の徴税吏員に引き継ぐことをいうものであること。(法48③)

(3) 略

(4) 市町村の徴税吏員から道府県の徴税吏員に徴収の引継ぎをした地方団体の徴収金 _____ については、滞納者が一定の場所に納付又は納入する場合以外は市町村の徴税吏員は徴収することができないものとされている

が、この場合において、納付又は納入のあったときは、直ちにその旨を道府県の徴税吏員に対して通知すること。なお、当該市町村の地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金に係る過誤納金等を未納に係る個人の住民税（個人の市町村民税の均等割及び法第41条第1項の規定によりこれと併せて賦課徴収を行う道府県民税の賦課徴収と併せて賦課徴収される森林環境税を含む。）に充当又は委託納付した場合においても、同様であること。

(5) 道府県の徴税吏員は、その徴収した個人の住民税に係る地方団体の徴収金の額から滞納処分費及び道府県が督促した場合の督促手数料を控除した額を、令第57条の4の2第10項の規定により個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金に按分し、個人の市町村民税に係るものを翌月10日までに当該市町村に払い込むものであること。（法739の5⑥、令57の4の2⑩）

(6) 道府県は、(5)の払込方法によるほか、市町村長の同意を得たときは、個人の道府県民税及び個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金並びに森林環境税に係る徴収金を市町村に払い込み、当該市町村が当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金を払い込む方法により行うことができるものであること。この方法により当該市町村から当該道府県に払い込まれる平成18年度分以前の個人の住民税については、当該道府県は、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）による改正前の法第47条第1項第2号に係る徴収取扱費に相当する額を当該市町村に交付することを要しないものであること。（令57の4の2⑩）

(7) 略

(8) 法第739条の5第1項により、道府県が滞納処分等を行うこととなった滞納者が、同項の報告があった日の属する年の6月1日以後同項の一定の期間の末日までの間の納期限に係る個人の道府県民税を滞納したときは、その旨を遅滞なく道府県知事に報告するものとされていること。（法739の5②）

が、この場合において、納付又は納入のあったときは、直ちにその旨を道府県の徴税吏員に対して通知すること。なお、当該市町村の地方団体の徴収金_____に係る過誤納金等を未納に係る個人の住民税_____に充当_____した場合においても、同様であること。

(5) 道府県の徴税吏員は、その徴収した個人の住民税に係る地方団体の徴収金の額から滞納処分費及び道府県が督促した場合の督促手数料を控除した額を、令第8条第6項_____の規定により_____道府県民税に係る地方団体の徴収金と_____市町村民税に係る地方団体の徴収金と_____に按分し、_____市町村民税に係るものを翌月10日までに当該市町村に払い込むものであること。（法48⑥_____）

(6) 道府県は、(5)の払込方法によるほか、市町村長の同意を得たときは、_____道府県民税及び_____市町村民税に係る地方団体の徴収金_____を市町村に払い込み、当該市町村が当該_____道府県民税に係る地方団体の徴収金_____を払い込む方法により行うことができるものであること。この方法により当該市町村から当該道府県に払い込まれる平成18年度分以前の個人の住民税については、当該道府県は、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）による改正前の法第47条第1項第2号に係る徴収取扱費に相当する額を当該市町村に交付することを要しないものであること。（令8⑦_____）

(7) 略

(8) 法第48条第1項_____により、道府県が滞納処分等を行うこととなった滞納者が、同項の報告があった日の属する年の6月1日以後同項の一定の期間の末日までの間の納期限に係る個人の道府県民税を滞納したときは、その旨を遅滞なく道府県知事に報告するものとされていること。（法48_____②）

(9) 法第739条の5第8項において準用する同条第1項により、道府県が滞納処分等を行うこととなった滞納者が、同項の報告があった日以後同項の一定の期間の末日までの間の納期限に係る個人の道府県民税を滞納したときは、その旨を遅滞なく道府県知事に報告するものとされていること。(法739の5②・⑧)

第11 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例等

36 ただし、平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間にした土地の譲渡等については、法附則第33条の3第1項の特例措置は適用されないことに留意すること。(法附則33の3④)

第13 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例

40の2 一般株式等に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 一般株式等に係る譲渡所得等に係る所得割の額は、法附則第35条の2第1項の規定により政令で定めるところにより計算した金額に係る一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の2(所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合は、100分の1)に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定(租税特別措置法施行令第25条の12第7項及び第8項、第25条の12の2第7項並びに第26条の28の3第6項の規定を除く。40の3(1)において同じ。)の例により計算した一般株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額であること。

(2)及び(3) 略

第3節 法人の道府県民税

42 均等割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 公益法人等が収益事業を行うこととなった場合における法第53条第1項の申告書に係る法人税割額と合算して納付すべき均等割額は、収益事業を開始した日の属する月の初日から当該法人税割の課税標準となる法人税額の課税標準の算

(9) 法第48条第8項 _____において準用する同条第1項により、道府県が滞納処分等を行うこととなった滞納者が、同項の報告があった日以後同項の一定の期間の末日までの間の納期限に係る個人の道府県民税を滞納したときは、その旨を遅滞なく道府県知事に報告するものとされていること。(法48 _____⑧)

第11 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例等

36 ただし、平成10年1月1日から令和5年3月31日までの間にした土地の譲渡等については、法附則第33条の3第1項の特例措置は適用されないことに留意すること。(法附則33の3④)

第13 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例

40の2 一般株式等に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 一般株式等に係る譲渡所得等に係る所得割の額は、法附則第35条の2第1項の規定により政令で定めるところにより計算した金額に係る一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の2(所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合は、100分の1)に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定(租税特別措置法施行令第25条の12第7項及び _____第26条の28の3第6項の規定を除く。40の3(1)において同じ。)の例により計算した一般株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額であること。

(2)及び(3) 略

第3節 法人の道府県民税

42 均等割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 公益法人等が収益事業を行うこととなった場合における法第53条第1項の申告書に係る法人税割額と合算して納付すべき均等割額は、収益事業を開始した日の属する月の初日から当該法人税割の課税標準となる法人税額の課税標準の算

定期間の末日までの期間に対応するものであるが、法第25条第1項第2号に掲げる者以外のものについては、4月から当該収益事業を開始した日の属する月の前月までの期間に対応する均等割額をも、併せて納付すべきものであること。

50 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額(各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額を除く。)を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項((7)、(17)及び(18)を除く。)の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。(法23①IV)

(1)～(15) 略

(16) 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の7④～⑥・⑩・⑪、法附則8⑪・⑫)

(17)及び(18) 略

第3章 事業税

第1節 通則

第1 納税義務及び納税義務者

1の2 収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいう。以下この章において同じ。)以外の事業のうち、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(法第72条の4第1項各号に掲げる法人(公共法人)、法第72条の5第1項各号に掲げる法人(2の2において「公益法人等」という。)、法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人(特別法人)、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等(1の3において「人格のない社団等」という。)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この章において同じ。))に該当す

定期間の末日までの期間に対応するものであるが、法第25条第1項第2号に掲げる者以外のものについては、4月から当該収益事業を開始した日の属する前月までの期間に対応する均等割額をも、併せて納付すべきものであること。

50 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額_____を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項((7)、(17)及び(18)を除く。)の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。(法23①IV)

(1)～(15) 略

(16) 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の7④～⑥・⑨・⑩、法附則8⑪・⑫)

(17)及び(18) 略

第3章 事業税

第1節 通則

第1 納税義務及び納税義務者

1の2 収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいう。以下この章において同じ。)以外の事業のうち、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(法第72条の4第1項各号に掲げる法人(公共法人)、法第72条の5第1項各号に掲げる法人(2の2において「公益法人等」という。)、法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人(特別法人)、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等(1の3において「人格のない社団等」という。)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この章において同じ。))に該当す

るものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)を除く。)が行う事業及び特定ガス供給業(法第72条の2第1項第4号に掲げる事業をいう。以下この章において同じ。)が、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税の対象となるものであるが、次の諸点に留意すること。(法72の2①・②)

(1)～(3) 略

第2節 法人事業税

第4 課税標準の算定

1 付加価値額総論

4の1の3 報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料(以下4の1の3において「収益配分額」という。)の計算に当たっては、消費税及び地方消費税(以下4の1の3において「消費税等」という。)を除いた金額を基礎とするものであること。したがって、例えば、派遣契約料に消費税等が含まれている場合には、派遣契約料から当該消費税等相当額を控除した額に75%を乗じた額が派遣先法人の報酬給与額となるものであること。

なお、消費税等の額の控除に当たって、次の諸点に留意すること。

(1) 国内において行った消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第7号の2に規定する適格請求書発行事業者((2)及び(3)において「適格請求書発行事業者」という。)以外の者から行った同項第12号に規定する課税仕入れ(同法第5条第1項に規定する特定課税仕入れ並びに消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第46条第1項第5号及び第6号に掲げる課税仕入れを除く。(2)及び(3)において「課税仕入れ」という。)に係る取引(その取引の対価の額が収益配分額に含まれるものに限る。以下4の1の3において同じ。)について税抜経理方式(消費税等の額とこれに係る取引の対価の額とを区分して経理をする方式をいう。)で経理をしている場合であっても、その取引の対価の額と区分して経理をした消費税等の額に相当する金額を収益配分額に含めることにな

るものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)を除く。)が行う事業及び特定ガス供給業(法第72条の2第1項第4号に掲げる事業をいう。4の7の4(2)を除き、以下この章において同じ。)が、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税の対象となるものであるが、次の諸点に留意すること。(法72の2①・②)

(1)～(3) 略

第2節 法人事業税

第4 課税標準の算定

1 付加価値額総論

4の1の3 報酬給与額、純支払利子又は純支払賃借料の計算に当たっては、消費税及び地方消費税(以下4の1の3において「消費税等」という。)を除いた金額を基礎とするものであること。したがって、例えば、派遣契約料に消費税等が含まれている場合には、派遣契約料から当該消費税等相当額を控除した額に75%を乗じた額が派遣先法人の報酬給与額となるものであること。

ることに留意すること。

(2) 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの間に国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る取引を行った場合において、当該課税仕入れにつき、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号。以下(2)及び(3)において「平成28年所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号。(3)において「平成30年改正令」という。）附則第22条第3項又は第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下(2)において同じ。）の規定の適用を受けるときは、(1)の規定にかかわらず、収益配分額の計算に当たって、平成28年所得税法等改正法附則第52条第1項の規定により課税仕入れに係る消費税額とみなされる金額及び当該課税仕入れに係る消費税額とみなされる金額に係る地方消費税に相当する金額の合計額を控除すること。

(3) 令和8年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る取引を行った場合において、当該課税仕入れにつき、平成28年所得税法等改正法附則第53条第1項（平成30年改正令附則第23条第3項又は第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下(3)において同じ。）の規定の適用を受けるときは、(1)の規定にかかわらず、収益配分額の計算に当たって、平成28年所得税法等改正法附則第53条第1項の規定により課税仕入れに係る消費税額とみなされる金額及び当該課税仕入れに係る消費税額とみなされる金額に係る地方消費税に相当する金額の合計額を控除すること。

2 報酬給与額の算定

4の2の9 法人が役員又は使用人のために支出する掛金等のうち報酬給与額となるものは次に掲げるものであること。（法72の15①Ⅱ、令20の2の3①）

(1)～(6) 略

(7) 厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保

2 報酬給与額の算定

4の2の9 法人が役員又は使用人のために支出する掛金等のうち報酬給与額となるものは次に掲げるものであること。（法72の15①Ⅱ、令20の2の3①）

(1)～(6) 略

(7) 厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保

険法等の一部を改正する法律（以下「平成25年厚生年金等改正法」という。）附則第3条第12号に規定する厚生年金基金をいう。）の事業主として負担する平成26年4月1日前の期間に係る掛金等（いわゆる厚生年金代行部分を除く。以下(7)において同じ。）及び存続厚生年金基金（平成25年厚生年金等改正法附則第3条第11号に規定する存続厚生年金基金をいう。）の事業主として負担する掛金等

(8) 略

7 所得の算定

4の7の4 法人の前10年以内に生じた繰越欠損金額の取扱いについては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであるが、次の諸点に留意すること。（法72の23①、平成30年改正法附則6⑨、令和2年改正法附則6②、令和4年改正法附則6②、令20の3・21・21の2）

(1) 略

(2) 非課税事業等、所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち複数の事業を併せて行う法人の所得の算定上生じた欠損金額で、各事業年度の所得等課税事業又は収入金額等課税事業（法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人が行う事業に限る。）に係る所得の計算上繰越控除が認められる金額は、それぞれの事業について生じた欠損金額に限るものであること。

この場合において、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第6条第9項又は地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）第1条の規定による改正前の令第21条の2の規定の適用を受ける法人にあつては、前10年以内に生じた繰越欠損金額について、これらの規定に規定する特定ガス供給業（以下(2)において「旧特定ガス供給業」という。）に係る部分と導管ガス供給業（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業をいう。以下(2)、4の9の4及び9の6の2において同じ。）に係る部分とを区分

険法等の一部を改正する法律（以下「平成25年厚生年金等改正法」という。）附則第3条第12号に規定する厚生年金基金をいう。）の事業主として負担する平成26年4月1日前の期間に係る掛金等（いわゆる厚生年金代行部分を除く。以下(6)において同じ。）及び存続厚生年金基金（平成25年厚生年金等改正法附則第3条第11号に規定する存続厚生年金基金をいう。）の事業主として負担する掛金等

(8) 略

7 所得の算定

4の7の4 法人の前10年以内に生じた繰越欠損金額の取扱いについては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであるが、次の諸点に留意すること。（法72の23①、平成30年改正法附則6⑨、令和2年改正法附則6②、令和4年改正法附則6②、令20の3・21・21の2）

(1) 略

(2) 非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人の所得の算定上生じた欠損金額で、各事業年度の所得等課税事業又は収入金額等課税事業（法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人が行う事業に限る。）に係る所得の計算上繰越控除が認められる金額は、それぞれの事業について生じた欠損金額に限るものであること。

この場合において、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第6条第9項又は地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）第1条の規定による改正前の令第21条の2の規定の適用を受ける法人にあつては、前10年以内に生じた繰越欠損金額について、これらの規定に規定する特定ガス供給業（以下(2)において「特定ガス供給業」という。）に係る部分と導管ガス供給業（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業をいう。以下(2)、4の9の4及び9の6の2において同じ。）に係る部分とを区分

して旧特定ガス供給業の繰越欠損金額を算定すべきであるが、区分が困難である場合には、前10年以内に生じた繰越欠損金額を、欠損金額の生じた事業年度におけるそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準により按分して旧特定ガス供給業の繰越欠損金額を算定することが適当であること。（平成30年改正法附則6⑨、令和4年改正前令21の2）

また、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第6条第2項の規定の適用を受ける法人にあつては、前10年以内に生じた繰越欠損金額について、同項に規定する小売電気事業等又は発電事業等に係る部分と法第72条の2第1項第2号に規定する電気供給業に係る部分とを区分して小売電気事業等又は発電事業等の繰越欠損金額を算定すべきであるが、区分が困難である場合には、前10年以内に生じた繰越欠損金額を、欠損金額の生じた事業年度におけるそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準により按分して小売電気事業等又は発電事業等の繰越欠損金額を算定することが適当であること。（令和2年改正法附則6②）

また、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）附則第6条第2項の規定の適用を受ける法人にあつては、前10年以内に生じた繰越欠損金額について、同項に規定する対象ガス供給業に係る部分と導管ガス供給業に係る部分とを区分して同項に規定する対象ガス供給業の繰越欠損金額を算定すべきであるが、区分が困難である場合には、前10年以内に生じた繰越欠損金額を、欠損金額の生じた事業年度におけるそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準により按分して同項に規定する対象ガス供給業の繰越欠損金額を算定することが適当であること。（令和4年改正法附則6②）

また、令第21条の2の規定の適用を受ける法人にあつては、前10年以内に生じた繰越欠損金額について、同条に規定する対象ガス供給業（以下(2)において「対象ガス供給業」という。）に係る部分と導管ガス供給業に係る部分とを区分して対象ガス供給業の繰越欠損金額を算定すべきであるが、区分が困難である

して特定ガス供給業の繰越欠損金額を算定すべきであるが、区分が困難である場合には、前10年以内に生じた繰越欠損金額を、欠損金額の生じた事業年度におけるそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準により按分して特定ガス供給業の繰越欠損金額を算定することが適当であること。（平成30年改正法附則6⑨、令和4年改正前令21の2）

また、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第6条第2項の規定の適用を受ける法人にあつては、前10年以内に生じた繰越欠損金額について、同項に規定する小売電気事業等又は発電事業等に係る部分と法第72条の2第1項第2号に規定する電気供給業に係る部分とを区分して小売電気事業等又は発電事業等の繰越欠損金額を算定すべきであるが、区分が困難である場合には、前10年以内に生じた繰越欠損金額を、欠損金額の生じた事業年度におけるそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準により按分して小売電気事業等又は発電事業等の繰越欠損金額を算定することが適当であること。（令和2年改正法附則6②）

また、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）附則第6条第2項の規定の適用を受ける法人にあつては、前10年以内に生じた繰越欠損金額について、同項に規定する対象ガス供給業に係る部分と導管ガス供給業に係る部分とを区分して同項に規定する対象ガス供給業の繰越欠損金額を算定すべきであるが、区分が困難である場合には、前10年以内に生じた繰越欠損金額を、欠損金額の生じた事業年度におけるそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準により按分して同項に規定する対象ガス供給業の繰越欠損金額を算定することが適当であること。（令和4年改正法附則6②）

また、令第21条の2の規定の適用を受ける法人にあつては、前10年以内に生じた繰越欠損金額について、同条に規定する対象ガス供給業（以下(2)において「対象ガス供給業」という。）に係る部分と導管ガス供給業に係る部分とを区分して対象ガス供給業の繰越欠損金額を算定すべきであるが、区分が困難である

場合には、前10年以内に生じた繰越欠損金額を、欠損金額の生じた事業年度におけるそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準により按分して対象ガス供給業の繰越欠損金額を算定することが適当であること。(令21の2)

(3) 略

(4) 略

第6 申告納付並びに更正及び決定

6の8 清算中の法人については、清算中の各事業年度の期間が6月を超えている場合においても、中間申告書を提出する必要はないものであること。

なお、清算中の法人であるかどうかの判定は、6月経過日の前日の現況によるものであり、清算中の期間の始期は、解散(合併による解散を除く。)の日の翌日を行い、終期は、継続の日の前日又は残余財産の確定の日をいうこと。

場合には、前10年以内に生じた繰越欠損金額を、欠損金額の生じた事業年度におけるそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準により按分して対象ガス供給業の繰越欠損金額を算定することが適当であること。(令21の2)

(3) 略

(4) 令第20条の3の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第66条の11の4の規定による認定事業適応法人の欠損金額の損金の額への算入についても4の7の4(1)及び(2)に留意するものであること。

また、次の諸点に留意すること。(令20の3)

ア 超過控除対象額の計算の基礎となる特例事業年度において生じた欠損金額には、法人税法第57条第2項の規定により当該認定事業適応法人の欠損金額とみなされた金額は含まれないものであること。

イ 法人税の課税標準である所得の算定に当たり租税特別措置法第66条の11の4の規定の適用を受けない場合であっても、所得割の課税標準の算定に当たっては、令第20条の3の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第66条の11の4の規定の適用を受ける場合があること。

ウ 事業税の仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に超過控除対象額及び当該超過控除対象額の計算に関する明細を記載した規則第6号様式別表9の2の明細書並びに租税特別措置法施行規則第22条の12の2第2項に規定する適合証明書の写しの添付がある場合に限り適用されること。

(5) 略

第6 申告納付並びに更正及び決定

6の8 清算中の法人については、清算中の各事業年度の期間が6月を超えている場合においても、中間申告書を提出する必要はないものであること。

6の15 清算中の外形対象法人、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人及び特定ガス供給業を行う法人の申告納付については、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 残余財産の確定の日の属する事業年度については、付加価値割を申告納付することは要しないものであること。(法72の29③～⑥)

6の22 2以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う法人に対する法第72条の44第5項又は第72条の45第4項の規定に基づく延滞金の減免、法第72条の46第1項ただし書の規定に基づく過少申告加算金額の不徴収及び同条第6項の規定に基づく不申告加算金額の軽減を行う場合においては、特にその必要を認めない場合を除くほか、主たる事務所等所在地の道府県知事は関係道府県知事と協議して行うことが適当であること。

6の26 法第72条の46第1項ただし書及び第6項第1号(法第72条の47第4項の場合を含む。)の更正又は決定があるべきことを予知してなされたものであるかどうかについては、外形対象法人、収入金額課税法人、収入金額等課税法人、特定ガス供給業を行う法人及び通算法人(通算子法人にあつては、当該通算子法人の事業年度が通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。6の27及び6の27の2において同じ。)以外の法人に関しては、原則として法人税において更正又は決定があるべきことを予知してなされたものとされたかどうかによって判定すべきものであること。

第9 2以上の道府県において行う事業に係る課税標準の分割

9の4 電気供給業を行う法第72条の48第1項に規定する分割法人の分割基準に関し、同条第3項第2号ロ(1)の電線路とは、事業所等の所在する道府県において発電所又は蓄電用の施設(他の者が維持し、及び運用する発電所又は蓄電用の施設を含む。以下9の4において同じ。)の発電等用電気工作物(電気事業法第2条第1項第5号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。)と電氣的に接続している電線路(専ら通信の用に供するものを除く。以下9の4及び9の5において同じ。)

6の15 清算中の外形対象法人、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人及び特定ガス供給業を行う法人の申告納付については、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 残余財産の確定の日の属する事業年度については、付加価値割を申告納付することは要しないものであること。(法72の29③・④)

6の22 2以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う法人に対する法第72条の44第5項又は第72条の45第4項の規定に基づく延滞金の減免、法第72条の46第1項ただし書の規定に基づく過少申告加算金額の不徴収及び同条第3項の規定に基づく不申告加算金額の軽減を行う場合においては、特にその必要を認めない場合を除くほか、主たる事務所等所在地の道府県知事は関係道府県知事と協議して行うことが適当であること。

6の26 法第72条の46第1項ただし書及び第3項 (法第72条の47第4項の場合を含む。)の更正又は決定があるべきことを予知してなされたものであるかどうかについては、外形対象法人、収入金額課税法人、収入金額等課税法人、特定ガス供給業を行う法人及び通算法人(通算子法人にあつては、当該通算子法人の事業年度が通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。6の27及び6の27の2において同じ。)以外の法人に関しては、原則として法人税において更正又は決定があるべきことを予知してなされたものとされたかどうかによって判定すべきものであること。

第9 2以上の道府県において行う事業に係る課税標準の分割

9の4 電気供給業を行う法第72条の48第1項に規定する分割法人の分割基準に関し、同条第3項第2号ロ(1)の電線路とは、事業所等の所在する道府県において発電所_____ (他の者が維持し、及び運用する発電所_____を含む。以下9の4において同じ。)の発電用の電気工作物(電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物_____をいう。)と電氣的に接続している電線路(専ら通信の用に供するものを除く。以下9の4及び9の5において同じ。)

であって、当該分割法人が維持し、及び運用するもののうち、電気学会電気規格調査会標準規格 J E C - 0 2 2 2 に定める電線路の公称電圧が 6 6 キロボルト以上のものであり、かつ、当該発電所又は蓄電用の施設が発電又は放電を行う場合においてその発電し、又は放電した電気を基幹系統側（基幹系統を通じて送電ネットワークへ向けて送電する側）に送電するために設けられた電線路をいうものであること。（法 7 2 の 4 8 ③ II ロ（1）、則 6 の 2 ②）

9 の 5 法第 7 2 条の 4 8 第 3 項第 2 号ロ（1）の電線路の電力の容量については、次により取り扱うものであること。（法 7 2 の 4 8 ③ II ロ（1））

（1）及び（2） 略

（3） 電力の容量が異なる区間がある電線路については、発電所又は蓄電用の施設から受電する部分における電力の容量とするものであること。

第 1 0 法人の事業税の市町村に対する交付

1 0 法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。以下この項において同じ。）の交付額の算定及びその市町村に対する交付に当たっては、次の諸点に留意すること。

（1）及び（2） 略

（3） 都においては、法人の行う事業に対する事業税の収入額（標準税率を超える税率で事業税を課する場合は、標準税率を超えて課する部分に相当する部分を控除した額）に 1 0 0 分の 7 . 7 を乗じて得た額を各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額を、特別区財政調整交付金の原資とすること。（法 7 3 4 ④、地方自治法 _____ 2 8 2 ②、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号） 2 1 0 の 1 0）

（4）及び（5） 略

であって、当該分割法人が維持し、及び運用するもののうち、電気学会電気規格調査会標準規格 J E C - 0 2 2 2 に定める電線路の公称電圧が 6 6 キロボルト以上のものであり、かつ、当該発電所 _____ が発電 _____ を行う場合においてその発電した _____ 電気を基幹系統側（基幹系統を通じて送電ネットワークへ向けて送電する側）に送電するために設けられた電線路をいうものであること。（法 7 2 の 4 8 ③ II ロ（1）、則 6 の 2 ②）

9 の 5 法第 7 2 条の 4 8 第 3 項第 2 号ロ（1）の電線路の電力の容量については、次により取り扱うものであること。（法 7 2 の 4 8 ③ II ロ（1））

（1）及び（2） 略

（3） 電力の容量が異なる区間がある電線路については、発電所 _____ から受電する部分における電力の容量とするものであること。

第 1 0 法人の事業税の市町村に対する交付

1 0 法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。以下この項において同じ。）の交付額の算定及びその市町村に対する交付に当たっては、次の諸点に留意すること。

（1）及び（2） 略

（3） 都においては、法人の行う事業に対する事業税の収入額（標準税率を超える税率で事業税を課する場合は、標準税率を超えて課する部分に相当する部分を控除した額）に 1 0 0 分の 7 . 7 を乗じて得た額を各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額を、特別区財政調整交付金の原資とすること。（法 7 3 4 ④、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） 2 8 2 ②、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号） 2 1 0 の 1 0）

（4）及び（5） 略

（6） 令和元年度から令和 4 年度において、次のとおり経過措置が講じられていることに留意すること。

ア 令和元年度に限り、法人事業税交付金は、（1）の規定にかかわらず、同年度

第3節 個人の事業税

第11 課税標準の算定

11の7 個人の直接事業の用に供する資産で令第35条の3の8に規定するものを譲渡したため生じた損失の金額については、事業税の申告をしている場合に限り、その損失の金額を所得の計算上控除することができるのであるが、その取扱いについては、別途「個人事業税に係る事業用資産の譲渡損失の取扱いについて」（昭和37年4月7日自治丙府発第31号）によるほか、次の諸点に留意すること。（法72の49の12⑬、令35の3の8）

(1) 譲渡損失の控除対象となる資産は、令第35条の3の8に規定する固定資産、牛馬、果樹等で事業の用に供しなくなった日の翌日から1年を経過した日の前日までに譲渡が行われたものに限り認められるものであること。したがって、土

内に交付しないで、令和2年度に交付すべき法人事業税交付金に加算して交付すること。（平成28年改正法附則6①）

イ 令和2年度における法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、その交付率は100分の3.4とし、各市町村の法人税割額又は都民税の法人税割額により按分して得た額を交付すること。なお、令和2年度に限り、8月に交付すべき額は当該年度の前年度10月から当該年度7月までを算定期間とすること。（平成28年改正法附則6②、平成31年改正令附則3①）

ウ 令和3年度における法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、納付された法人事業税の額に100分の7.7を乗じて得た額の3分の2を法人税割額で、他の3分の1を各市町村又は特別区の従業者数で按分して得た額を交付すること。（平成28年改正法附則6③、平成31年改正令附則3②）

エ 令和4年度における法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、納付された法人事業税の額に100分の7.7を乗じて得た額の3分の1を法人税割額で、他の3分の2を各市町村又は特別区の従業者数で按分して得た額を交付すること。（平成28年改正法附則6③、平成31年改正令附則3③）

第3節 個人の事業税

第11 課税標準の算定

11の7 個人の直接事業の用に供する資産で令第35条の3の7に規定するものを譲渡したため生じた損失の金額については、事業税の申告をしている場合に限り、その損失の金額を所得の計算上控除することができるのであるが、その取扱いについては、別途「個人事業税に係る事業用資産の譲渡損失の取扱いについて」（昭和37年4月7日自治丙府発第31号）によるほか、次の諸点に留意すること。（法72の49の12⑨、令35の3の7）

(1) 譲渡損失の控除対象となる資産は、令第35条の3の7に規定する固定資産、牛馬、果樹等で事業の用に供しなくなった日の翌日から1年を経過した日の前日までに譲渡が行われたものに限り認められるものであること。したがって、土

地、家屋及び構築物並びに商品、原材料、製品、半製品及び仕掛品の棚卸資産は含まれないものであること。

(2) 事業の廃止に伴い、その事業の廃止の日以後において令第35条の3の8に規定する資産を譲渡したことによって生じた損失の金額についても、その事業の廃止の日の翌日から1年を経過した日の前日までに譲渡が行われたときは、譲渡損失の控除の適用があるものであること。

11の10 国内に主たる事務所等を有する個人が外国に恒久的施設に相当するものを有する場合には、当該個人の事業の所得の総額から外国の事業に帰属する所得を控除して得た額が当該個人の事業税の課税標準となるものであるが、その取扱いの細部については別途「事業税における国外所得等の取扱いについて」（平成16年4月1日総税都第16号）により通知するところによるものであること。（法72の49の13、令35の3の10）

11の14 損失の繰越控除、被災事業用資産の損失の繰越控除、譲渡損失の控除、譲渡損失の繰越控除及び事業主控除の順序は法第72条の49の12第15項の規定の順序にしたがってそれぞれ控除するものであるが、事業専従者控除については所得金額の計算に当たって必要な経費に算入するものであるからこの控除の順序には関係はないものであること。

第4章 地方消費税

第1 納税義務者等

1 譲渡割の納税義務者は、課税資産の譲渡等（消費税法_____第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（同項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）を行った事業者であり、消費税法

地、家屋及び構築物並びに商品、原材料、製品、半製品及び仕掛品の棚卸資産は含まれないものであること。

(2) 事業の廃止に伴い、その事業の廃止の日以後において令第35条の3の7に規定する資産を譲渡したことによって生じた損失の金額についても、その事業の廃止の日の翌日から1年を経過した日の前日までに譲渡が行われたときは、譲渡損失の控除の適用があるものであること。

11の10 国内に主たる事務所等を有する個人が外国に恒久的施設に相当するものを有する場合には、当該個人の事業の所得の総額から外国の事業に帰属する所得を控除して得た額が当該個人の事業税の課税標準となるものであるが、その取扱いの細部については別途「事業税における国外所得等の取扱いについて」（平成16年4月1日総税都第16号）により通知するところによるものであること。（法72の49の13、令35の3の9）

11の14 損失の繰越控除、被災事業用資産の損失の繰越控除、譲渡損失の控除、譲渡損失の繰越控除及び事業主控除の順序は法第72条の49の12第11項の規定の順序にしたがってそれぞれ控除するものであるが、事業専従者控除については所得金額の計算に当たって必要な経費に算入するものであるからこの控除の順序には関係はないものであること。

第4章 地方消費税

第1 納税義務者等

1 譲渡割の納税義務者は、課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（同項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）を行った事業者であり、消費税法

第5条第1項に規定する消費税の納税義務者の範囲と一致するものであること。(法72の78①)

第5章 不動産取得税

第2 課税標準

15 法附則第11条第10項の課税標準の特例規定が適用されるのは、農業協同組合等特定の者が取得する保管、生産又は加工の用に供する家屋及び共同計算センターに限られるものであるが、その取扱いに当たっては、次の諸点に留意すること。

(法附則11⑩、令附則7⑬・⑭)

(1)及び(2) 略

16 法附則第11条第11項及び第11条の4第1項に規定する「サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅」については、契約方式が賃貸借契約であるものに限るものであること。(法附則11⑪、法附則11の4①)

第3 賦課徴収

22 新築の特例適用住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額措置の運用については、次の諸点に留意すべきものであること。(法73の24、法附則10の3②、令附則6の18②)

(1)～(4) 略

(5) 土地を取得してから、当該土地を駐車場など住宅以外のものの用に一度供した後、特例適用住宅が新築された場合、令附則第6条の18第2項に規定するやむを得ない事情があるとはいえないものであること。

(6)及び(7) 略

29 法附則第11条の4第2項及び第4項の規定の適用にあたっては、次の諸点について留意すること。(法附則11の4②・④、令附則9)

(1) この規定の適用を受けようとする宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者((2)において「宅地建物取引業者」という。)が、法附則第11条の4第2項に規定する改修工事対象住宅(

第5条第1項に規定する消費税の納税義務者の範囲と一致するものであること。(法72の78①)

第5章 不動産取得税

第2 課税標準

15 法附則第11条第10項の課税標準の特例規定が適用されるのは、農業協同組合等特定の者が取得する保管、生産又は加工の用に供する家屋及び共同計算センターに限られるものであるが、その取扱いに当たっては、次の諸点に留意すること。

(法附則11⑩、令附則7⑫・⑬)

(1)及び(2) 略

16 法附則第11条第11項及び第11条の4第3項に規定する「サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅」については、契約方式が賃貸借契約であるものに限るものであること。(法附則11⑪、法附則11の4③)

第3 賦課徴収

22 新築の特例適用住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額措置の運用については、次の諸点に留意すべきものであること。(法73の24、法附則10の3②、令附則6の17②)

(1)～(4) 略

(5) 土地を取得してから、当該土地を駐車場など住宅以外のものの用に一度供した後、特例適用住宅が新築された場合、令附則第6条の17第2項に規定するやむを得ない事情があるとはいえないものであること。

(6)及び(7) 略

29 法附則第11条の4第4項及び第6項の規定の適用にあたっては、次の諸点について留意すること。(法附則11の4④・⑥、令附則9の3)

(1) この規定の適用を受けようとする宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者((2)において「宅地建物取引業者」という。)が、法附則第11条の4第4項に規定する改修工事対象住宅(

ア及び(2)において「改修工事対象住宅」という。)を取得した日から2年以内に、次に掲げる全てを完了させること。

ア 当該改修工事対象住宅について法附則第11条の4第2項に規定する安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で政令で定めるものを行うこと。

イ 法附則第11条の4第2項に規定する住宅性能向上改修住宅を個人に対し譲渡すること。

ウ 当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供すること。

(2) 略

第9章 軽油引取税

第1節 通則

第1 課税客体等

8 燃料炭化水素油、混和軽油等の販売又は消費に対する課税

軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対して課されるほか、法第144条の2第3項から第5項までの規定により燃料炭化水素油、混和軽油等の販売又は消費に対して課税されるものであること。ただし、法第144条の6の2の規定が適用される軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、法第144条の2第5項の規定にかかわらず、軽油引取税は課されないものであること。

(1)～(3) 略

10 みなす課税

(1) 法第144条の3第1項各号に掲げる軽油の消費、譲渡又は輸入が行われる場合においては、当該軽油の消費、譲渡又は輸入を軽油の引取りとみなして、軽油引取税が課されるものであること。ただし、同条第5項の規定が適用される軽油の輸入に対しては、同条第1項第6号の規定にかかわらず、軽油引取税は課されないものであること。また、同条の「消費」とは、通常の消費のみならず、原

ア及び(2)において「改修工事対象住宅」という。)を取得した日から2年以内に、次に掲げる全てを完了させること。

ア 当該改修工事対象住宅について法附則第11条の4第4項に規定する安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で政令で定めるものを行うこと。

イ 法附則第11条の4第4項に規定する住宅性能向上改修住宅を個人に対し譲渡すること。

ウ 当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供すること。

(2) 略

第9章 軽油引取税

第1節 通則

第1 課税客体等

8 燃料炭化水素油、混和軽油等の販売又は消費に対する課税

軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対して課されるほか、法第144条の2第3項から第5項までの規定により燃料炭化水素油、混和軽油等の販売又は消費に対して課税されるものであること。_____

(1)～(3) 略

10 みなす課税

(1) 法第144条の3第1項各号に掲げる軽油の消費、譲渡又は輸入が行われる場合においては、当該軽油の消費、譲渡又は輸入を軽油の引取りとみなして、軽油引取税が課されるのであるが、_____

_____同条の「消費」とは、通常の消費のみならず、原

料としての消費をも含むものであり、「譲渡」とは、有償たると無償たるとを問わず、当事者間の契約によって所有権を他人に移転することをいうものであり、「輸入」とは、関税法第2条に規定する輸入と同義であること（同法第67条の輸入の許可を受ける場合には、当該許可を受けることをいうものであること。）

。なお、法第144条の3第1項第3号の「他の者」とは、当該者以外の者をいうものであって、他の免税軽油使用者も含まれるものであり、同項第5号の「製造」とは、混和して製造するもののみならず、廃油の再生又は原油の精製によるものも含まれるものであること。

(2) 略

(3) 免税軽油の譲渡をしようとする者は、あらかじめ、当該軽油に係る免税証を交付した道府県知事に届出をしなければならないものであること。ただし、法附則第12条の2の7第5項から第7項までの規定の適用がある譲渡をしようとする場合においては、当該軽油に係る免税証を交付した道府県知事に対する届出及び道府県知事の承認は要しないものであること。（法144の3③、法附則12の2の7⑤～⑦、令43の4）

なお、何人も当該道府県知事の承認のなかった軽油を譲り受けてはならないもの（法附則第12条の2の7第5項から第7項までの規定の適用がある譲渡を除く。）とされており、承認なくして免税軽油の譲渡を行った者及びその者から軽油を譲り受けた者については罰則の適用があるものであること。（法144の3④・144の26）

第2節 徴収

第4 免税の手続

20 免税軽油の引取り等に係る報告義務

免税軽油の引取り等に係る報告制度は、道府県知事から交付を受けた免税証により販売業者から引取りを行った免税軽油について、その引取り及び使用の状況を事

料としての消費をも含むものであり、「譲渡」とは、有償たると無償たるとを問わず、当事者間の契約によって所有権を他人に移転することをいうものであり、「輸入」とは、関税法第2条に規定する輸入と同義であること（同法第67条の輸入の許可を受ける場合には、当該許可を受けることをいうものであること。）

。なお、法第144条の3第1項第3号の「他の者」とは、当該者以外の者をいうものであって、他の免税軽油使用者も含まれるものであること。また、同項第5号の「製造」とは、混和して製造するもののみならず、廃油の再生又は原油の精製によるものも含まれるものであること。

(2) 略

(3) 免税軽油の譲渡をしようとする者は、あらかじめ、当該軽油に係る免税証を交付した道府県知事に届出をしなければならないものであること。ただし、法附則第12条の2の7第5項又は第6項　　の規定の適用がある譲渡をしようとする場合においては、当該軽油に係る免税証を交付した道府県知事に対する届出及び道府県知事の承認は要しないものであること。（法144の3③、法附則12の2の7⑤・⑥、令43の4）

なお、何人も当該道府県知事の承認のなかった軽油を譲り受けてはならないもの（法附則第12条の2の7第5項又は第6項　　の規定の適用がある譲渡を除く。）とされており、承認なくして免税軽油の譲渡を行った者及びその者から軽油を譲り受けた者については罰則の適用があるものであること。（法144の3④・144の26）

第2節 徴収

第4 免税の手続

20 免税軽油の引取り等に係る報告義務

免税軽油の引取り等に係る報告制度は、道府県知事から交付を受けた免税証により販売業者から引取りを行った免税軽油について、その引取り及び使用の状況を事

後的に確認し、免税制度の適正な運営を担保するために設けられたものであるから、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法144の27・144の28）

(1)～(10) 略

(11) 法附則第12条の2の7第6項又は第7項の規定の適用がある場合においては、譲渡を行った日及びその数量並びに譲渡先の名称を記載した報告書を提出するものであること。この場合において、報告書に添付することとされている譲渡を行った数量及び譲渡先の名称を証するに足りる書類とは、受領書その他これに類する書面の写し等をいうものであること。（法附則12の2の7⑧、則附則4の7⑫）

第6 製造等の承認を受ける義務等

24 製造等の承認を受ける義務

元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等（軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。）及び自動車の保有者は、法第144条の32第1項各号に掲げる製造、譲渡又は消費（以下「製造等」という。）を行う場合（法第144条の7第1項第1号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けた者が、法第144条の32第1項第1号又は第2号に掲げる製造を行う場合を除く。）は、あらかじめ、製造等を行う場所（同項第4号に掲げる場合にあつては、当該自動車の主たる定置場）の所在地の道府県知事の承認を受けなければならないこととされているが、これは、製造等に係る数量等の一定の事項を道府県知事の承認事項とすることにより、道府県知事が製造等の実態を把握できるものとし、もって軽油引取税の課税の適正化を図るために設けられたものであるので、この趣旨を踏まえ、次の諸点に留意してその運営の適正を期するものであること。

(1)～(3) 略

(4) 法第144条の32第9項に掲げる者が自ら輸入をした公用に供する燃料炭

後的に確認し、免税制度の適正な運営を担保するために設けられたものであるから、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法144の27・144の28）

(1)～(10) 略

(11) 法附則第12条の2の7第6項_____の規定の適用がある場合においては、譲渡を行った日及びその数量並びに譲渡先の名称を記載した報告書を提出するものであること。この場合において、報告書に添付することとされている譲渡を行った数量及び譲渡先の名称を証するに足りる書類とは、受領書その他これに類する書面の写し等をいうものであること。（法附則12の2の7⑦、則附則4の7⑫）

第6 製造等の承認を受ける義務等

24 製造等の承認を受ける義務

元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等（軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。）及び自動車の保有者は、法第144条の32第1項各号に掲げる製造、譲渡又は消費（以下「製造等」という。）を行う場合（法第144条の7第1項第1号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けた者が、法第144条の32第1項第1号又は第2号に掲げる製造を行う場合を除く。）は、あらかじめ、製造等を行う場所（同項第4号に掲げる場合にあつては、当該自動車の主たる定置場）の所在地の道府県知事の承認を受けなければならないこととされているが、これは、製造等に係る数量等の一定の事項を道府県知事の承認事項とすることにより、道府県知事が製造等の実態を把握できるものとし、もって軽油引取税の課税の適正化を図るために設けられたものであること。

(1)～(3) 略

化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、同条第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定は適用されないものであること。（法144の32⑨）

第7 事業の開廃等の届出等

29 軽油の引取りの報告等

軽油の引取りの報告等については、次の諸点に留意すること。（法144の35）

- (1) 略
- (2) 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等以外の者が軽油の製造をした____
____場合については、その取引数量等にかかわらず法第144条の35第2項の規定に基づき報告を行うものであること。
- (3) 略

第10章 自動車税

第2節 環境性能割

第4 軽自動車税の環境性能割の取扱い

15 軽自動車税の環境性能割に係る減免については、定置場所在市町村が減免に関する条例又は規則を定めた場合には、減免に関する事務については、当分の間、定置場所在道府県の知事が行うこととしていること。この場合においては、次の諸点に留意すること。（法附則29の10、平成28年改正法附則20②）

- (1) 道府県が行う減免に関する事務への影響や、納税者の混乱を招かないようにする観点から、減免の対象となる3輪以上の軽自動車の範囲については、当分の間、道府県内の市町村で同一のものとすることが望ましいと考えられること。
- (2) 市町村が軽自動車税の環境性能割の減免について規定する条例又は規則を制定し、又は改廃する場合には、定置場所在市町村の長は、あらかじめ、定置場所在道府県の知事に協議しなければならないこと。
- (3) 軽自動車税の環境性能割の減免の対象となる3輪以上の軽自動車の範囲につい

第7 事業の開廃等の届出等

29 軽油の引取りの報告等

軽油の引取りの報告等については、次の諸点に留意すること。（法144の35）

- (1) 略
- (2) 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等以外の者が軽油の製造又は輸入を行
った場合については、その取引数量等にかかわらず法第144条の35第2項の
規定に基づき報告を行うものであること。
- (3) 略

第10章 自動車税

第2節 環境性能割

第4 軽自動車税の環境性能割の取扱い

15 軽自動車税の環境性能割に係る減免については、定置場所在市町村が減免に関する条例又は規則を定めた場合には、減免に関する事務については、当分の間、定置場所在道府県の知事が行うこととしていること。この場合においては、次の諸点に留意すること。（法附則29の10、平成28年改正法附則20②）

- (1) 道府県が行う減免に関する事務への影響や、納税者の混乱を招かないようにする観点から、減免の対象となる3輪以上の軽自動車の範囲については、当分の間、道府県内の市町村で同一のものとすることが望ましいと考えられること。
- (2) 市町村が軽自動車税の環境性能割の減免について規定する条例又は規則を制定し、又は改廃する場合には、定置場所在市町村の長は、あらかじめ、定置場所在道府県の知事に協議しなければならないこと。
- (3) 軽自動車税の環境性能割の減免の対象となる3輪以上の軽自動車の範囲につい

ては、道府県が自動車税の環境性能割において行う減免の対象となる登録車の範囲との整合性にも留意し、協議すること。

ては、道府県が自動車税の環境性能割において行う減免の対象となる登録車の範囲との整合性にも留意し、協議すること。

(4) 法附則第29条の10の施行日前においても、定置場所在市町村が軽自動車税の環境性能割の減免について規定する条例又は規則を制定する場合には、定置場所在道府県の知事への協議等必要な手続その他の行為を行うことができるものとする経過措置を設けていること。